

CO・OP 共済

地域ささえあい助成

—生協と生協以外の団体の協働を応援します—



地域ささえあい助成ってなあに？

地域ささえあい助成事務局

「CO・OP 共済 地域ささえあい助成」とは

本助成制度では、人と人、組織と組織のつながりのなかで、時にはささえ、時にはささえられながら誰もが安心してくらせる地域社会に向けて、

「生協」と「生協以外の団体」が協働で取り組む活動を支援します。



地域課題の解決のために、地域の多様な団体と生協とのつながりを創り、広げ、**協働の力でさまざまなテーマに取り組もうとされている活動に助成**します。




「協働」ってどんなこと？

協働


「協働」とは、異なる組織同士が、思いを共有し、それぞれの持つ強みを活かし行動することにより、**単独では成しえない成果を生み出すこと**です。

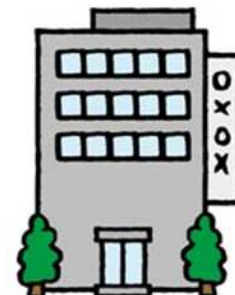
-  受託・委託の関係ではなく、活動の目的を共有したうえで、それぞれの強みや資源を活かして役割を担い、相乗効果を生み出しながら活動に取り組むこと。そして、それぞれの関わりの範囲で活動の経過と結果に責任を持つこと。
-  一方の団体だけが活動し、もう一方は場所の提供のみ・・・これは協働ではありません。

「生協」と「生協以外の団体」ってなあに？

 「生協」とは、消費生活協同組合法にもとづく法人をいいます。生協の組合員（個人）や、組合員が設立した任意団体等は含みません。



 「生協以外の団体」とは、生協以外の非営利法人（協同組合、社団法人、財団法人、NPO法人、中間法人、社会福祉法人、学校法人等）、市民団体、任意団体、企業等をいいます。法人格の有無は問いません。



どんな活動に助成できるの？

本助成制度では、次のような活動を対象としています。

- 🐻 **社会課題や地域課題の解決に向けた、地域における活動**
- 🐻 **暮らしに身近な課題やまだ広く知られていない課題の解決に向けた、地域における活動**
- 🐻 **人と人や組織と組織をつなげ、取り組みを発展させていくための活動**
- 🐻 **災害による復旧支援活動**

例えば次のような活動を助成してきました。

- ・ 地域住民による高齢者等への生活支援のコーディネート
- ・ 障がい者の就労支援 ・ 震災による避難者の生活支援
- ・ 子育てひろばや地域サロンの開設・運営
- ・ フードバンク・フードパントリー活動 ・ DV被害者の生活支援
- ・ 生活困窮者等への食料支援や相談・カウンセリング
- ・ 病気治療中の方への精神面でのサポートや社会への啓発活動 等



助成できない活動は？



① 協働のあり方が助成対象外となる場合

- ・ 生協単独の活動
- ・ 生協どうしの協働のみの活動
- ・ 生協と生協から派生した団体との協働のみの活動
(先駆的活動である場合や他団体との協働が見込める場合には応募可)
- ・ 協働の内容が場所や資材提供で便宜を図る程度である場合
- ・ 単発のイベントでの協働で、イベント終了後の協働の深まりが見込めない場合
- ・ 業務委託
- ・ 商品の売買のみの関係である場合

② その他の場合

- ・ 営利、宗教、政治、趣味等が目的の活動
- ・ 国または地方公共団体の定める制度・要綱
(介護保険制度、障害者総合支援法 等) にもとづいて実施し、補助・助成を受ける活動
- ・ コープ共済連の「C O ・ O P 共済 健康づくり支援企画」で支援を受けている取り組みと一連のものと判断される活動

協働区分ってなあに？ ～3つの協働区分～



「協働はじめる助成」

生協と団体が初めての協働により取り組みをこれから始める、もしくは生協と団体が協働した取り組みの開始後1年未満の場合。

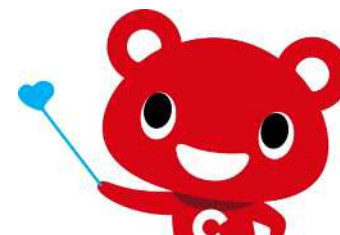
「協働ひろめる助成」

すでに生協と団体の間に応募時点で1年以上の協働の実績がある（今回応募の活動以外での実績を含む）。

「協働たかめる助成」

広がった協働関係を持続的なものにしながら、地域の多様な課題に向きあい、人と人、組織と組織のつながりの力で解決していこうとする取り組みであり、対等の立場で活動のすすめ方を協議したり意思決定したりする場（協議体）をもっている。

協働区分によって助成内容が違うの？



協働区分	協働はじめる助成	協働ひろめる助成	協働たかめる助成
協働の状況	生協と団体が初めて協働して活動をこれから始める場合、もしくは協働した活動の開始から1年未満の場合	生協と団体の間にすでに1年以上協働して活動した実績があり、その協働をさらに広げて活動する場合	生協と団体の間にすでに1年以上協働して活動した実績があること、助成開始時点で協議体が立ち上げられていること、協議体を構成する団体が3団体以上であること
窓口団体	生協または生協以外の団体	生協を推奨	生協のみ (生協以外の団体からは応募不可)
助成期間	1年間	1年間	2年間または3年間(応募時に選択)
助成継続期間	一連の活動に対して1回(1年間)	一連の活動に対して最大3年間(「協働はじめる助成」の助成期間を含めます)	3年間まで(「協働はじめる助成」「協働ひろめる助成」の助成期間は含めません)
助成金上限額	1つの活動について50万円	1つの活動について100万円	1つの活動について、年間500万円×最長3年間=最大1,500万円
助成金総額上限	両区分合計で年間2,500万円程度		年間2,000万円程度

応募にはどんな書類が必要なの？



- ① 応募用紙（様式1～様式5）
- ② 見積書等、支出の根拠となるもの（単価1万円以上の費用について）
- ③ 定款、規約、会則、またはこれらに準ずるもの
- ④ 前年度の事業報告書、または前年度の活動実績がわかるもの
- ⑤ 前年度の決算報告書、または前年度の会計実績がわかるもの

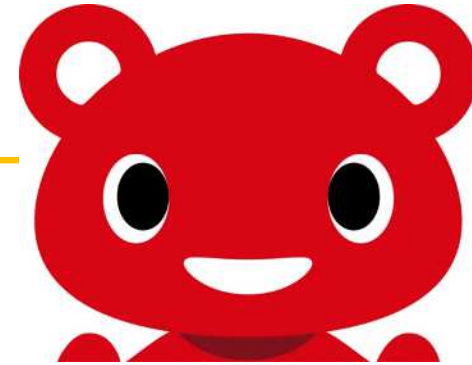
※ ①応募用紙については、PDF等に変換せずエクセルデータでご提出ください。

※ ③～⑤の書類については、協働する団体すべてについて提出が必要です。ただし、日本生協連またはコープ共済連の会員生協の場合は提出不要です。

※ ③の書類については、「協働はじめる助成」の応募時点で団体立ち上げ中の場合は、助成期間開始前までに必ずご提出ください。

※ ④⑤の書類については、「協働はじめる助成」において団体を立ち上げた初年度等で用意できない場合は提出不要です。

応募用紙の書き方は？

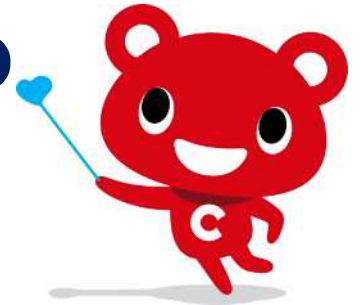


第一団体ってどういう意味なの

第一団体は窓口団体としての役割を担っていただきます。窓口団体には事務局からの問い合わせ等にご対応いただきます。
「協働はじめる助成」では生協でも生協以外の団体でも結構ですが、「協働ひろめる助成」では生協を推奨しています。
「協働たかめる助成」では必ず生協でなければなりません。

その他の応募用紙の書き方は「協働はじめる助成」「協働ひろめる助成」は「協働ひろめる助成_記入例」をご覧ください。「協働たかめる助成」には記入例はありません。

応募してから助成開始まではどうなるの？



応募スケジュール



応募受付期間	2024年10月15日～11月15日
助成決定	2025年3月中旬
審査結果通知	2025年3月下旬（メール通知）
助成金のお支払い	2025年4月～（初年度分）



応募用紙とともにご提出いただいた書類を基に審査を行います。

助成対象期間は4月より翌年の3月までとなります。

助成決定をした団体には、助成を通じて関係を築く団体が反社会的勢力等と無関係であることを確認するために、役員名簿の提出をお願いします。

選考過程や個別の審査結果に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

ご応募お待ちしております。

CO・OP共済は、地域ささえあい助成を通じて、
人と人、組織と組織のつながりのなかで、
時にはささえ、時にはささえられながら、
誰もが安心してくらせる地域社会づくりをすす
めていきます。

